

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ① 第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

### ② 評価調査者研修修了番号

SK18153・岡山県第 30-継 07・岡山県 29-03

### ③ 施設の情報

名称：立正青葉学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：岸本延子	定員（利用人数）：30(25)名 ※利用人数は、2021年3月31日現在	
所在地：津山市西寺町 77		
TEL：0868-22-2317	ホームページ： <a href="https://myoshoji.or.jp/aoba/">https://myoshoji.or.jp/aoba/</a>	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日：1955年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：宗教法人法光山 妙勝寺		
職員数	常勤職員：33名	非常勤職員：6名
有資格 職員数	保育士 15名	栄養士 1名
	社会福祉士 6名	看護師 1名
	医師(非常勤嘱託) 1名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	<b>【本園】</b> ・フルール(8人定員5室)、ぽかぽかの2ユニット(8人定員6室) <b>【分園】</b> ・トミィの家(定員7人7室)、どんぐりホーム(定員7人6室)、スマイルホーム(レスパイトケア、ショートステイ、一時保護として利用、5室)の3ホーム	<b>【本園】</b> 日中保育室、医務室、相談室、交流室、静養室、パソコン室、職員室、厨房 各ユニットには、台所、脱衣室、浴室、手洗い場、トイレ、玄関、職員室もしくは事務室が設置 <b>【分園】</b> 台所、脱衣室、浴室、手洗い場、トイレ、玄関、職員室もしくは事務室 <b>【わくわく棟】</b> 多目的室(子どもの自由な活動部屋や発達訓練の場として使用)、実習生控室

		※その他に、児童家庭支援センターつむぎを設置
--	--	------------------------

#### ④理念・基本方針

##### <理念>

私たちは、すべての子どもの最善の利益の実現をめざし、釈尊の大慈悲の心をもって、その養育にあたります。

##### <基本方針(職員六訓)>

###### 1. 「誇りと使命感」

私たちは、誇りと使命感をもち、子どもたちを優しくそして暖かく保護します。

###### 2. 「人権の尊重」

私たちは、子どもたちが、安全に安心した生活を営むことが出来るよう子どもの生命と人権を守ります。

###### 3. 「人間性・専門性の向上」

私たちは、自らの人間性を高め、自己研鑽につとめ専門性の向上をはかります。

###### 4. 「相互連帯と協調」

私たちは、「チーム青葉」の一員として、お互いを高めあい、相互連帯と協調をはかります。

###### 5. 「地域への貢献」

私たちは、施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会と協力し、子育て支援につとめます。

###### 6. 「堅実な私生活」

私たちは、堅実な私生活を営み、広い視野をもって業務に活かします。

\*大慈: 大いなるいつくしみの意。広大な慈悲。仏の廣大無辺(へだたりがなくすべてのものに)な慈愛。すべての人々に友情をもつこと。衆生に楽(利益)を与えること。仏のいつくしみをいう。

\*大悲: 多くの人びとの苦しみを救おうとする仏や菩薩の慈悲心。相手の悲しみを共感し、それを取り除いてあげる。あらゆるものに分け隔てなく注がれる大いなる慈悲。慈愛あふれること。苦を免れさせてくれる大きな心をもつこと。

#### ⑤施設の特徴的な取組

・全国的にも先駆けて小規模グループケアを導入しました。現在オールユニット化し、全ユニット小規模グループケアを導入しています。具体的には、本園の2ユニット(ぼかぼかとフルール)とスマイルホーム、どんぐりホーム、トミィの家の4つの家庭があります。

・それぞれの家庭で調理された料理を頂くことで感謝の気持ちを育み、「食」を中心とした“せいかつ”の場を提供しています。

・子どもの意欲と可能性を引き出すために、「塾」「習い事」を推奨しています。

・児童自治会である「どんぐり会(児童自治会)」を立ち上げ、主人公である子どもの支援を行います。

・年間行事を通して四季折々のイベントを行い、様々な経験や楽しみを分かち合う機会を設けています。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年8月1日（契約日）～ 令和4年1月30日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### I. 養育・支援の基本方針と組織

社会的養護の基本である「子どもの最善の利益を尊重すること」、「子どもが権利の主体であること」が理念、基本方針に盛り込まれています。基本方針は、「職員六訓」として、受審施設が「期待する職員像」としても明示されています。受審施設のこれまでの歴史やその母体が宗教の教えをもとに展開、発展されていることから、専門用語がみられますが、それらにはわかりやすく注釈を入れ、誰からもその内容が理解できるようになっています。

経営状況の把握については、「岡山県社会的養育計画」基本目標1の「子どもの「意見を聞かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築」に基づき、相談室「こもれび」や児童家庭支援センター「つむぎ」を開設すると共に、津山市や美作市、鏡野町など複数の市町村から委託を受けているショートステイ事業や一時保護事業、レスパイトケア事業、療育支援「いろは」、心理療法支援「ことのは」の各事業も展開されています。

事業計画の策定に関しては、「中・長期計画「青葉養育ビジョン」（2019年～2026年）が策定され、定期的に見直しがされています。実施評価については適宜なされており、第三者から見ても、確実に実行されています。

養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組については、「管理運営部」、「相談支援部」、「養育支援部」から構成される「社会的養育支援室」を設置し、3ホーム、2ユニットに分散する養育支援の一元管理と今後の事業計画や実施が組織的に進める取り組みを進めています。

#### II. 施設の運営管理

福祉人材の確保・育成については、「あしたのチーム」と呼ばれる人事評価システムが2020年7月より導入されています。このシステムでは、受審施設の「期待する職員像」を行動目標として4つの評価項目（ユニット長以上の上級職者は5つ）と数値目標を各自予め設定し、3ヶ月を1クールとして、初期面接と目標設定（修正）→評価期間→中間面接を行い、ユニット長が一次評価、施設長と副施設長、スーパーバイザーが二次評価を行うことになっています。

また、地域との交流、地域貢献については、子どもの心理ケアのため心理療法士を配置し、療育「いろは」を立ち上げ地域へも開放しています。また、児童家庭支援センタ

一を立ち上げ、地域のニーズをくみ取るよう努めています。また、それを起点として関係機関との連携を行い、地域福祉の向上に努めています。加えて、登録制ボランティア（あおっぱ）を立ち上げ、ボランティアの育成に努めるとともに、子どもの生活（学習支援、余暇支援など）へボランティアの導入を図っています。

### Ⅲ. 適切な養育・支援の実施

子ども本位の養育・支援については、職員が明るく、子どもと同じ目線に立つことを大切に、子どもの主体性が活かされるよう支援を行っています。

#### A-1. 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

「どんぐり会（児童自治会）」などを通じて子どもが施設に対して意見を伝える、施設の運営の情報を把握することができており、子どもが施設の主体であるという意識が持てるような取組がなされています。

#### A-2. 養育・支援の質の確保

各種マニュアルの整備がなされるとともに、職員会議やユニット会議、リーダー会議など各種会議の実施により職員全体としての共通認識のもと子どもと関わっています。

### ◇改善を求められる点

#### Ⅱ. 施設の運営管理

福祉人材の確保・育成について、「新任研修」のプログラムは、中堅職員のワーキンググループで検討されながら実施されているところでした。したがって、「新任研修」のマニュアル策定もこれからで、今後の課題と位置づけられています。

#### Ⅲ. 適切な養育・支援の実施

情報公開においては、今後受審施設が地域子育て支援の拠点を目指すのであれば、施設の性格上難しいかもしれませんが、事業計画や事業報告など、これらを公開する「情報公開のページ」を設けるなどの取組をしてみたいかがでしょうか。

また、意見箱に意見がないのは大変良いことですが、その利用方法を工夫して広い範囲の子供の意見を吸い上げる手段として活用されてみたいかがでしょうか。また、「どんぐり会（児童自治会）」が定期的に主体的に行われていますが、全体での話し合いがあまり見えません。ユニット、ホームごとでなく全体での話し合いなども検討してみたいかがでしょうか。

#### A-2. 養育・支援の質の確保

ユニット、ホームごとの養育・支援では、ユニット、ホーム担当の職員による関わりが中心となっています。今後は、子ども同士のトラブルの解決や他者とのコミュニケーションなどについて、直接かかわる職員による専門的なプログラムの実施などを検討されてはいかがでしょう。また、現在の取組に加え、性に関する理解をさらに深め、自身を大切にする意識を持てるように、CAPなどの導入を検討されてはいかがでしょう。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

施設 67 年の歩みをかえりみて、最も大切に思うことは、施設運営の基本理念の理解と実践を、全職員にいかに周知させていくかが課題であると考えます。トップリーダーとして、日々の実践の中で、基本理念を絶えず全職員に意識付けをし、一丸となって、取

り組むことができるように努力していくことが、必要と感じている。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>社会的養護の基本である「子どもの最善の利益を尊重すること」、「子どもが権利の主体であること」が理念、基本方針に盛り込まれています。基本方針は、「職員六訓」として、受審施設が「期待する職員像」としても明示されています。受審施設のこれまでの歴史やその母体が宗教の教えをもとに展開、発展されていることから、専門用語がみられますが、それらにはわかりやすく注釈を入れ、誰からもその内容が理解できるようになっています。見直しについては以前検討され、基本方針が 1 項目追加となりました。また、職員への周知については毎日の引き継ぎ時やユニット長会議、給与支払い時に配布される「元気ですか通信」で適宜呼びかけられるとともに、子どもや保護者へは「どんぐり会(児童自治会)」や「学園だより」でその内容が共有されています。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>2020 年 3 月策定の「岡山県社会的養育計画」に盛り込まれた基本目標に沿った事業展開がなされています。また、受審施設では、評価項目 ④～⑤で指摘の「青葉養育ビジョン」に則って着実に事業が進められています。特に、それ以前から先進的な取</p>		

組(2004年の小規模グループケア事業(小舎制への移行)の開始や2021年児童家庭支援センター「つむぎ」の開設(岡山県北初)など)を進めており、その活動には目を見張るものがあります。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目②で指摘した「岡山県社会的養育計画」に則った事業としては、同計画基本目標1の「子どもの「意見を聞かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築」に基づき、相談室「こもれび」を設置しています。また、地域の少子化や子育て支援ニーズに応えるため2021年度より児童家庭支援センター「つむぎ」を開設すると共に、津山市や美作市、鏡野町など複数の市町村から委託を受けているショートステイ事業や一時保護委託、療育支援「いろは」、心理療法支援「ことのは」の各事業も展開されています。ショートステイ事業、一時保護委託については2018年～2020年の3年間で何れも、利用人数、実人員、利用日数とも同数もしくは増加し続けています。事業収益を見ても、これら事業実績の好調さから措置費収入を中心として、補助金事業収入、受託事業収入とも増加しており、人件費率も改善しています。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目②、③で指摘したように、「岡山県社会的養育計画」に沿って受審施設独自の中・長期計画「青葉養育ビジョン」(2019年～2026年)が策定されています。この計画は、定期的に見直しがされています。実施評価については適宜なされており、第三者から見ても、確実に実行されています。今後も、岡山県の先駆施設として益々前進されることを期待しております。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目④で指摘した中・長期計画「青葉養育ビジョン」(2019年～2026年)にもとづいて作成されています。単年度計画である「事業計画書」には項目毎に該当年に実施すべき内容が記載されると共に、行事・業務計画と予算書が添えられています。あわせて、運営組織表も更新されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の評価については、毎年度「事業報告書」として詳細に分析されていると</p>		

<p>共に、次年度の「事業計画書」へその内容が反映されていることを確認しました。一方、各職員の参画、周知については、毎年1月頃ユニット長会議で策定の依頼があり、各ユニット会議で検討する仕組みとなっていますが、ヒアリングにより十分に機能しているとは確認できませんでした。なお、「事業計画」については、各職員へ配布されています。</p>		
7	<p>I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          子どもへの周知については、「どんぐり会(児童自治会)」による各学期1回開催される全体会(コロナ禍でzoomによる開催)や各ユニットの掲示により周知されると共に、保護者へは児童家庭支援センターや学園だより各ホーム・ユニットでの周知に委ねられています。</p>		

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          養育・支援の質向上に向けた組織的取組を実現するため、受審施設では「管理運営部」、「相談支援部」、「養育支援部」から構成される「社会的養育支援室」を設置し、3ホーム、2ユニットに分散する養育支援の一元管理と今後の事業計画や実施が組織的に進める取り組みを進めています。「管理運営部」では人材育成の中心部署として、「相談支援部」では評価項目3で指摘した相談室「こもれび」や療育支援「いろは」、心理療法支援「ことのは」などの相談支援を、「養育支援部」では各ホーム、ユニットの養育や、食育などの給食部門、日中保育に対する各支援が行われています。受審施設としての検討事項や決定事項は、上記機関が関係する社会的養育支援部会(養育相談支援部会、スーパーバイザー育成支援部会、心理部会、療育部会から構成)が中心となり、給食会議やユニット長会議におろされます。ユニット長会議で検討され、決定された情報は、各ユニットやホームで開催されるユニット会議で共有されます。受審施設の規模でこのような明確な組織体制を構築しているところはあまりなく、今後多様化するニーズや地域の要請に応えていけるものと信じております。</p>		
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          組織での分権化は、評価項目8で指摘したように具体的に実施されています。このことは、2017年度実施の前回評価で指摘されたことで、それをもとに改善が図られたものと認識しております。自己評価については、このような3年に1度の受審の際に実施されていますが、毎年度の実施はされていません。評価項目15で指摘するよ</p>		

うに、組織的な目標管理制度が構築されていることから、自己評価もそれらの仕組みに組み込み、受審施設として定期的実施されることを望みます。

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、1971年の入職から長期にわたり社会的養育のあらゆる場面を経験し、受審施設の歴史と共に、知識、技術とも蓄積されてきました。また、養育・支援の方向性は決して古いわけではなく、前述の「岡山県社会的養育計画」に盛り込まれた基本目標に沿った考え方をもち、リーダーシップを発揮されています。そのことは、2001年に施設長に就任された後の受審施設の実績が物語っています。副園長と二人三脚で養育・支援がなされており、その裏には自負と自信を感じました。具体的な役割と責任の表明については、「管理規程」や「運営組織表」、「学園だより」の記述、会議録などで確認できました。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園外・園内の研修に参加すると共に、受審施設の経営に関する各種加算、委託事業の実施、地域の子育て支援に対する姿勢や子どもの「意見を聞かれる権利」を保障など、社会的養育に対し責任ある姿勢を示していることは、各種記録や職員のヒアリングなどで確認しています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 3、5、8で指摘したように、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益を尊重すること」を念頭に、他の施設よりも率先し様々な事業展開を進めています。また、各ホームの見学の際には子どもたちに積極的に声を掛けるなど、子どもたちにとって親しみやすい施設長であることも確認できました。加えて、園長自ら各ホームに宿泊することもあるそうです。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

「青葉養育ビジョン」(2019年～2026年)によると、2022年度以降新規ホームの開設や放課後等デイサービス事業の実施などが計画されており、連続的な子育て支援の展開に強い意欲を持っています。施設長からも、もっと地域の子育てニーズを拾い上げ、受審施設が地域子育て支援の拠点とならないといけないと強調されていたのが印象的でした。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>2021年度に児童家庭支援センター「つむぎ」が開設されるとともに、より専門的な養育および相談支援を行うために、新たに7名の新規職員が採用されています。また、多様化する養育・支援に備え社会福祉士や公認心理師(兼臨床心理士)取得者を配置しています。加えて、子どもの健康管理の必要性に鑑み、看護師を採用しています。引き続き、専門職の確保に努力されることを希望します。また、職員からも社会的養護に必要な国家資格取得の希望がヒアリングにより確認できていますし、現に保育士を取得した実績があります。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「あしたのチーム」と呼ばれる人事評価システムが2020年7月より導入されています。このシステムでは、受審施設の「期待する職員像」を行動目標として4つの評価項目(ユニット長以上の上級職者は5つ)と数値目標を各自予め設定し、3ヶ月を1クールとして、初期面接と目標設定(修正)→評価期間→中間面接を行い、ユニット長が一次評価、施設長と副施設長、スーパーバイザーが二次評価を行うことになっています。2021年6月の昇給では、初めて評価結果が反映されました。導入され1年が経ったばかりのため、このシステムの導入が、どのような効果をもたらしたのか中・長期的な評価が求められます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年次有給休暇の取得状況は労働者1人当たり平均取得日数約10日(2018～2020年)であり、全国平均8.8日(企業規模30～99人、厚生労働省「就労条件総合調査」2021年より)よりも上回っており、適切な取得環境が整備されています。また、育児休業の取得としては、延べ2名(2017～2020年)の実績があります。また、仕事復帰の仕組みとしては、評価項目1で述べたように、給与支払い時に配布される「元気ですか通信」と3ヶ月前の復帰前面接による情報共有と働き方の要望確認により、スムーズ</p>		

<p>な職場復帰の支援を行っています。職員の悩み相談については、評価項目 15 で述べた人事評価システムの面接(副園長や園長が年 1~2 回実施)や、新人職員へはこの面接とは別に上司との月 1 回の面接が実施されています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「期待する職員像」は、評価項目 1 で述べたように明文化され、それをもとに評価項目 15 で指摘したように、人事評価システムが 2020 年 7 月より導入されています。また、現に支援に必要な国家資格を取得した職員へは、勤務態勢の配慮だけでなく受験料の補助も行われています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内研修では、「新任研修」11 回、「中堅研修」3 回、「園内研修(全体研修)」2 回がそれぞれ計画され、「新任研修」には中堅職員が、「中堅研修」には上級職員(ユニット長)が講師として計画・実施されています。園外研修には 2018 年度には延べ 80 人、2019 年度は延べ 91 人、2020 年度は延べ 12 人(コロナ禍の影響による)の派遣実績があり、受審施設として職員の学ぶ環境の整備に理解と協力が示されています。また復命書には、どのような研修内容であったのか 9 項目(例えば、人材育成の基本、家族支援など)から選択するようになっており、他の職員は一目でどのような研修であったのか確認することができるよう工夫がなされています。それらの項目数を集計すると、まんべんなく研修に参加されている様子が確認できました。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が個別に参加したい研修については、受審施設が確認したうえで出張業務にするなど、教育・研修の機会が確保されています。一方、新人職員への研修は評価項目 18 で述べた「新任研修」において、年 11 回の研修と定期的なスーパービジョンが実施されています。但し、「新任研修」のプログラムは、中堅職員のワーキンググループで検討されながら実施されているところでした。したがって、「新任研修」のマニュアル策定もこれからで、今後の課題と位置づけられています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習マニュアルは整備されており、担当は保育実習として「社会的養育支援室」の下「管理運営部」の構成職員が対応することになっています。実習受け入れ実績としては、保育士 30 人程度、社会福祉士が毎年 2~6 人程度、その他に小学校教諭の介護体験があります。引き続き、専門職の実習生受け入れに積極的に取り組んで行かれ</p>		

ることを希望します。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>明るく見やすいデザインのホームページやパンフレットには、受審施設の理念や基本方針を始め、養育・支援の方向性がわかりやすく明示されています。また、苦情受け付け担当者や第三者委員も表示されています。一方、事業計画や事業報告など、施設の性格上難しいかもしれませんが、評価項目 13 で指摘したように、今後受審施設が地域子育て支援の拠点を目指すのであれば、これらを公開する「情報公開のページ」を設けるなどの取組をしてみてもはいかがでしょうか。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法令で定められた監査や社会的養護施設第三者評価の受審をはじめ、公認会計士や社会保険労務士による外部の目を入れる取組が行われています。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>町内会に積極的に参加し、街づくり運営協議会で活動したり、職員が愛育委員を引き受けたり、小学校でミシンを教えるボランティアとして派遣されたりしています。特に、地域のお祭りでは子ども神輿を担ぐなどして、子どもと地域の交流を進めています。また、地域で行う高齢者と子どもの交流事業「じばこ」に協力したり、地域の防災訓練にも参加したりしており、貴重な地域の人的資源としての役割を果たしています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受け入れの基本姿勢を明確にしています。また、ボランティア担当を設け、マニュアルなども整備され積極的な受け入れをしています。基本的にボランティアは登録制とし、おそろいのTシャツもあります。また、ボランティアサークル「あおっぱ」を立ち上げ、説明会や研修会を行い、ボランティアの育成にも努められてい</p>		

ます。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 3、7、14 で指摘しているように、本年より児童家庭支援センターを立ち上げ、これまで蓄積されてきた子ども支援の実績を活かし、地域との結びつきや関係機関との連携のもと、子どものよりよい養育・支援により一層力を注いでいます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉗・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設として街づくり運営協議会に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めています。その中から、職員が講師になっての講演会や研修会、サークル活動などを立ち上げ、地域住民が参加できる支援活動を実施しています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉗・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 25 で指摘したように、児童家庭支援センターを開設し相談事業を展開することにより積極的に地域のニーズを受け止めています。その結果、幼児から小学生までが利用できる療育サービス「いろは」(心理療法担当職員が担当)を行っています。また、小学校のPTA活動の役員を職員が引き受けています。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉘・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重する基本姿勢がパンフレットなどの文書、掲示物、会議など様々な場所で明示されています。また、会議の場を利用して「倫理綱領」の唱和を行い、日々子どもの人権を守る姿勢を確認しています。あわせて、ユニット長会議でそれぞれの生活空間からの意見を収集し、全職員で周知しています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・㉙・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>プライバシーの保護などについて、規程やマニュアルが整備されています。プライバシーに関する話し合いは、別室で話しやすい環境の中、性別や年齢に配慮したうえで、落ち着いて十分時間をかけて行っています。但し、記録などにおいて子どもの氏名の表記が統一できていない例が散見されます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>㉗・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童聞き取りシートなどを利用して子どもや家族のニーズを確認し、学園での子どもたちの生活や職員の支援について具体的な内容を伝え、同意（自己決定）が適切にできるよう必要な情報を提供しています。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a・㉘・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育・支援の開始・過程における説明のマニュアルを作成し、入所時面接を丁寧に行っています。その際、家庭支援専門相談員が中心となり、学園での子どもたちの生活の様子など具体的な内容を利用して分かりやすい説明に努めています。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>㉗・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>窓口職員（家庭支援専門相談員）を中心に措置変更や地域・家庭に移行する児童の継続性に配慮した支援を行うとともに、関連機関や家族と連携を行なっています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>㉗・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 1、7で指摘したように、ユニットごとの「どんぐり会（児童自治会）」で子どもたち自身がニーズを収集し、子どもと職員で検討しています。職員は子どもたちが話しやすくなるよう、おやつを用意したりして子どもたちの主体性が発揮できるようフォローに努めています。そして、「どんぐり会（児童自治会）」の議事録は毎回職員が作成し、全職員で回覧されています。記録についても、子どもたちが見ることに配慮して、逐語体でわかりやすく記述されています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・㉘・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者に機会をとらえて説明しています。意見箱は設置されていますが、意見が入らないと伺っています。意見がないのは良い</p>		

<p>ことですが、苦情だけではなく良い意見も入れることができるようにして、意見表明の手段として活用されてみてはいかがでしょうか。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが主体的に進める「どんぐり会(児童自治会)」を活用して子どもからの意見を定期的に取り集し、個別の問題はユニット会議の場を利用して問題解決に努めています。全体に関する問題は、ユニット長会議や職員会議の場で検討し子どもたちに返すようにしています。但し、利用児全員での意見交換の場は持っていないようです。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもからの相談や意見に対して、相談室など意見を出しやすい環境を整えています。「どんぐり会(児童自治会)」の場を利用して子どもたちから意見を集め、担当者がそれぞれの機会をとらえて会議の場で検討し、速やかに対応を行っています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>服薬ミスに関する事例の収集などヒヤリハットの収集を行い、ユニット会議や職員会議の場で検討して対策を講じることができています。但し、対応はユニットに任されており、リスクマネジメント委員会などの組織的な取り組みが不十分なようです。リスクマネジメント委員会の立ち上げを計画してみてはいかがでしょうか。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症予防のための詳細なマニュアルが作成されています。子どものけがや病気など日常から嘱託医を受診し、連携体制の構築に努めています。そのため、コロナ感染症発生時においても、嘱託医師のアドバイスの下でより有効な感染予防体制をとることができています。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>火災だけではなく、台風や水害、地震など様々な災害を想定した防災訓練を月に一回行っています。また、災害時の食料の備蓄などにも努め、地区の防災部会に参加し、積極的に地区の防災訓練にも参加しています。</p>		

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

	第三者評価結果
--	---------

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育・支援について標準的な実施方法が文書化されており、年2回会議の場を利用して周知と振り返りが行われています。また、ユニット会議の場を通して日々の支援の場で確認されています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回会議の場を利用して見直しの場が設定されていますが、ユニット会議やケース会議で見直しの必要性が判明した場合、速やかに見直しをされています。但し、仕組みはありますが、子どもからの意見の反映がないようです。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの担当者が自立支援計画について立てています。まずはユニット職員で話し合いを行って検討し、次に全職員で全体検討会を実施して検討・共有する仕組みを構築しています。周知については、全職員が閲覧後押印するようにしています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ユニット会議、ケース会議などを利用して定期的な見直しを行っています。また、事故など状況や環境に変化があった場合にも、ユニットから問題を提起して全体で検討し、自立支援計画の評価・見直しを行っています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>記録ソフトを導入して、リモートでの確認ができるようにしています。項目の統一なども行い、適切な記録の実施に努めています。また、日々の連絡票を記入して職員全員で情報共有を行っています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>記録ソフトによる一元管理を行い、管理者による日々のチェックをはじめとして管理体制を構築しています。また、記入用パソコンなどのID化を行い、外部のインターネットなどとの接続を制限し、記録の保持・管理に努めています。</p>		

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉖・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの権利擁護については、基本理念、基本方針に明記され、毎朝の朝礼で職員が唱和されています。また、就業規則や受審施設の広報誌、各種会議などでも子どもの権利擁護について取り上げられ、取組が徹底されています。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに対し、各自に「権利ノート」が配布され、絵本を使ったり、自治会「どんぐり会(児童自治会)」で説明したりする機会が設けられています。受審施設の取組として、権利擁護に関するチェックの機会を定期的に設けたり、研修会が実施されたりしています。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉖・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所と連携し、「生き立ちブック」を作成し、子どもがいつでも見ることができるようになっています。また、子ども一人ひとりにアルバムが作成され、職員が子どもと一緒に整理するようになっています。生き立ちの振り返りには、児童相談所や医療機関などとも連携し、職員全体で協議するなど慎重に対応しています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>就業規則や各職員に「被措置児童等虐待対応ガイドライン」が配布されるなど、受審施設として不適切なかかわりの防止に取り組んでいます。また、子どもへは苦情窓口の掲示、意見箱の設置、「どんぐり会(児童自治会)」での周知などにより、あらかじめ不適切なかかわりが防止されるような対策が取られています。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組ん	㉖・b・c

	でいる。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「どんぐり会(児童自治会)」で子どもたちに受審施設の運営に関する事項を伝えたり、受審施設の決まりごとについて子どもたちと話し合う機会を設けたりしています。園内通貨「きら」があり、小さいうちから金銭感覚が身に着くよう支援しています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所と連携し、子どものそれまでの生活を大切にしながら、入所時のアセスメントやマニュアルに基づき、担当職員が受審施設での生活不安が軽減されるよう丁寧に関わっています。退所や施設変更についてもマニュアルが整備され、子どもごとに計画が立てられ、円滑な移行に向けての支援が行われています。家庭支援専門相談員が配置され、家族などとの交流支援も行われています。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所後の自立生活のために、一人暮らしの訓練を行う取組があります。また、退所者に対して、受審施設の行事への参加や職場訪問、関係機関との連携、電話やメールでの連絡、訪問や来園などの関わりも多く持たれています。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりに自立支援計画があり、定期的な見直しやケース会議、子どもとの面接などを通じて丁寧に子どもの個別の理解がなされ、職員会議で共有されています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各ユニット、ホームの担当職員が、個々の子どもの支援について話し合う機会が設けられており、それぞれの子どもの状況や発達段階に応じた関わりがなされています。幼い子どもなどは宿直の職員と一緒に眠ることが出来るよう配慮されています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが自分自身について考える機会を作り、自立支援計画へ関連付け、自立への支援を行っています。トラブル発生時には、職員と子どもと一緒に考えたり、受審施</p>		

設の決まりについて子どもの意見が反映されたりするよう取組まれています。		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内にわくわく棟という多目的の建物やこもれび室(図書やDVD鑑賞)、パソコン室、園庭などがあります。子どもの自主活動として、カラオケやダンス、卓球、パソコンがあり、高校生と職員でバドミントンのサークル活動を行っています。また、受審施設独自のボランティアサークル「あおっぱ」があり、個人や企業などのボランティアの受け入れも積極的に実施されています。療育の場や幼稚園前の子どもの日中保育が整っています。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画において、子どもそれぞれが基本的な生活習慣を獲得できるよう支援されています。また、子ども会や行事、廃品回収など、積極的な地域活動への参加がなされています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>栄養士が立てた献立を基に、ユニット、ホームごとに子どもたちの意向を聞きながらメニューを考え、調理されています。行事食やおやつ作りなど、食事面からも子どもが楽しめる機会を設けるような取組がなされています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>衣類は、それぞれの子どもの年齢や状況に応じ、担当職員が子どもと一緒に購入し、高年齢の子どもは予算内で自分の好きな衣類を購入することが出来ます。また、夏服や水着、冬服の点検を行い、買い替えや補充がされています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じ場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中学生以上には個室があり、相部屋の子どもたちにも、自分だけの占有の机やスペースが確保されています。子どもの好きなものが部屋や机のまわりに飾られていたり、共有部分には、季節の飾り付けがなされたり、清潔で温かい環境が整備されています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心	㉓・b・c

	身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>嘱託の小児科医師による子どもの健診が年に2回実施されています。それぞれの子どもに応じ、医療機関への職員の診察の付き添いや服薬管理がなされ、心身の健康管理に努められています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>性的対応マニュアルがあり、必要に応じてユニット会議で協議し、子ども本人が性に関して興味を示したときなどに教材を用いながら知識を伝えています。また、助産師など外部から話を聴く機会も設けられていますが、子どもの年齢や状況におけるより積極的な取り組みを期待します。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>危機管理マニュアルや無断外出対応マニュアルが作成されており、児童相談所や医療機関、警察などとの連携がなされています。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別が生じないようにユニット会議やリーダー会議などで協議したり、子どもからの聞き取りの機会が設けられたりしています。また、児童相談所と連携し、必要に応じた個別支援がなされています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A㉔	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理療法支援担当職員が配置され、心理支援室「ことのは」での個別支援計画に基づく心理的支援が行われています。今後、対人関係のトラブルへの対処やコミュニケーションスキルの獲得などについては、身近な職員による取り組みをされてはいかがでしょうか。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉕	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもそれぞれの学習機があり、学習環境が整備されています。職員が直接宿題を見るなどしながら、子どもそれぞれの学習の理解度を把握しています。また、学習塾</p>		

や公文教室の利用や小学校との連絡会、通級指導教室の利用など、子どもの状況に応じた学習の支援が行われています。		
A⑳	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが自己決定できるよう、進路選択の情報提供や職員と子どもが早めに話し合い、親や学校、児童相談所と連携し自立支援計画に基づく支援がなされています。奨学金の利用などの経済的支援や不安定な子どもについては、措置延長やフォローの体制がとられています。</p>		
A㉑	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高校生には積極的にアルバイトの機会を持つように支援しています。また、NPO 法人との連携や体験会への参加など仕事への理解を図る取組がなされています。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員が主となり、家庭へ子どもの様子を伝えたり、家庭からの相談に応じたりするなどの信頼関係づくりを図っています。また、児童相談所と連携しながら、家族の状況の把握、理解をし、子どもと家庭との関係調整をしています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員を中心に面会、外出、外泊の働きかけを行うなど、親子関係の再構築に向けた支援を行っています。また、児童相談所や関係機関との連携による家族支援が行われています。</p>		